各 位

下諏訪町保健福祉課

下諏訪町難聴者補聴器購入費補助事業について

聞こえの悪さから家族や友人とのコミュニケーションを取ることに悩んだり、自宅に 閉じこもってしまうようなことはありませんか?

補聴器をつけることで、聞こえの状態が改善されれば今まで以上に健やかに過ごすことができるようになります。

下諏訪町では、令和5年4月から難聴者補聴器購入費の補助事業を開始しますので更にいきいきと活動し続けるために、この制度を是非ご利用ください。

対 象 者 次の(1)~(4)の全てを満たす方

- (1) 町内に住所を有し、現に居住している満18歳以上の方
- (2) 聴覚障がいの身体障害者手帳をお持ちでない方、または対象とならない方
- (3) 両耳の聴覚レベルが 40 デシベル以上 70 デシベル未満であり、補聴器の装用が 必要であると耳鼻咽喉科の医師により診断されている方
- (4) 町税等を滞納していない世帯の方

留意事項

- ○補聴器購入補助金額は購入費用の1/2以内で3万円が上限となります。
- ○申請は、補助対象者1人につき片耳装用、両耳装用問わず1回限りです。
- ○耳鼻咽喉科の医師による証明を得るための<u>医療機関受診費用</u>【注1】は自己負担 となります。【注1】受診料、検査料、処置料、文書料(医師意見書作成料)等
- ○医療機器認定を取得した補聴器の購入費用以外【注2】は補助対象外です。

【注2】集音器や付属品のみの購入、修理やメンテナンスに要した費用など

申請方法等については裏面をご覧ください

お問い合わせ先

下諏訪町 保健福祉課 高齢者係

電話:0266-27-1111 (内線126:127)

FAX:0266-27-1676

下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付までの流れ

■申請の前にご確認いただきたいこと

- ○聞こえの状態を確認してもらうため、申請の前に耳鼻咽喉科を受診していただきま すようお願いします。
- ○受診いただくことにより難聴の原因を確認することができ、今後どのような対応を 取っていくのが最善なのか、必要となる情報を得ることができます。例えば、治療 することにより改善する場合や、身体障害者手帳の交付対象となる可能性もありま す。

■補聴器購入の前にご確認いただきたいこと

- ○補助対象となるのは、医療機器認定を取得した補聴器の購入費用のみです。
- ○販売事業者の指定はありませんが、補助要件を満たす製品であることを十分確認の 上購入してください。

1. 申請書等の提出をお願いします

- ○以下、①~④の全ての書類を役場保健福祉課高齢者係へ提出してください。
 - ①下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付申請書(様式第1号)
 - ②申請前3か月以内に作成された医師意見書(様式第2号)
 - ・上記①・②の様式は、役場保健福祉課高齢者係のほか地域包括支援センター、 在宅介護支援センター、居宅介護支援事業者に配布します。 また、町ホームページからも入手できます。
 - ③購入した補聴器の仕様又は構造等が確認できる書類
 - ・補助要件を満たしている製品であるかどうか確認するために必要です。 パンフレットや取扱説明書等の写しをご用意願います。
 - ④補聴器購入に係る領収書
 - ・領収書原本を添付願います。

2. 町で審査を行います

- ○補助対象である場合は、「下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金交付決定通知書 (様式第3号)」によりお知らせします。また、決定通知と併せて「下諏訪町難聴者 補聴器購入費補助金交付請求書(様式第5号)」を同封しますので所定の様式によ り補助金の請求を行ってください。
- ○補助対象とならない場合は、「下諏訪町難聴者補聴器購入費補助金不交付決定通知書(様式第4号)」により不交付理由を記載のうえお知らせします。